

第 20 号 議 案

長崎県子ども・女性・障害者支援センター設置条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 11 日

長 崎 県 知 事 平 田 研

長崎県子ども・女性・障害者支援センター設置条例の一部を改正する条例

長崎県子ども・女性・障害者支援センター設置条例（平成18年長崎県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
(設置)					(設置)				
第1条 略					第1条 略				
2 センターの名称、位置、機能及び所管区域については、次のとおりとする。					2 センターの名称、位置、機能及び所管区域については、次のとおりとする。				
区分	名称	位置	機能	所管区域	区分	名称	位置	機能	所管区域
1	長崎子ども・女性・障害者支援センター	長崎市	(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童相談所 (2) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に基づく女性相談支援センター (3) 身体障害者福祉法（昭和	長崎市、諫早市、大村市、島原市、五島市、雲仙市、 <u>南島原市及び西彼杵郡</u> 。ただし、左欄中	1	長崎子ども・女性・障害者支援センター	長崎市	(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童相談所 (2) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に基づく女性相談支援センター (3) 身体障害者福祉法（昭和	長崎市、諫早市、大村市、島原市、五島市、 <u>西海市、雲仙市、南島原市、西彼杵郡及び南松浦郡</u> 。ただし、

			24年法律第283号)に基づく身体障害者更生相談所 (4) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に基づく知的障害者更生相談所 (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神保健福祉センター	号及び第5号に掲げる機能については、県の全区域とする。			24年法律第283号)に基づく身体障害者更生相談所 (4) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に基づく知的障害者更生相談所 (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神保健福祉センター	左欄中第2号、第3号及び第5号に掲げる機能については、県の全区域とする。	
2	佐世保こども・女性・障害者支援センター	佐世保市	(1) 児童福祉法に基づく児童相談所 (2) 知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生相談所	佐世保市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、西海市、東彼杵郡、北松浦郡及び南松浦郡	2	佐世保こども・女性・障害者支援センター	佐世保市	(1) 児童福祉法に基づく児童相談所 (2) 知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生相談所	佐世保市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、東彼杵郡及び北松浦郡

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法に基づく児童相談所及び知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生相談所機能について、所管区域を変更するため、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。